

アジアにおける税制 チャイナ・プラス・ワン シンガポール ーその日本及び中国との比較ー

October 2016



About Mazars

MAZARS は監査、会計、税務及びアドバイザリーサービスに特化した、国際的に統合された独立組織です。

2016 年 1 月時点で、世界 77 ヶ国に業務を展開し、17,000 人のプロフェッショナルがクライアントの各発展段階をサポートしています。

税制とは、租税高権または国家主権の内従的属性と呼ばれるように、他国の干渉を排し、それぞれの国家が独自のものとして制定及び執行されるものといえます。しかしながら、同時に、財政収入確保、効率的な行政執行、課税の公平性、社会政策等の観点から、現実的には、国家間においてその制度設計について一定の共通性が見られる場合が多いものといえます。

従って、当該共通性または相違性を理解することにより、一国の税制だけでは見えなかった各国独自の税制についての理解が進むとともに、多国間を跨ることが日常化した現代の事業環境において必要となる横断的な税制理解に際して、有効な視点を提供するものになると考えられます。

今回は、シンガポールにおける個人所得税及び社会保険制度について、日本及び中国の制度との比較を含めてみてみたいと思います。

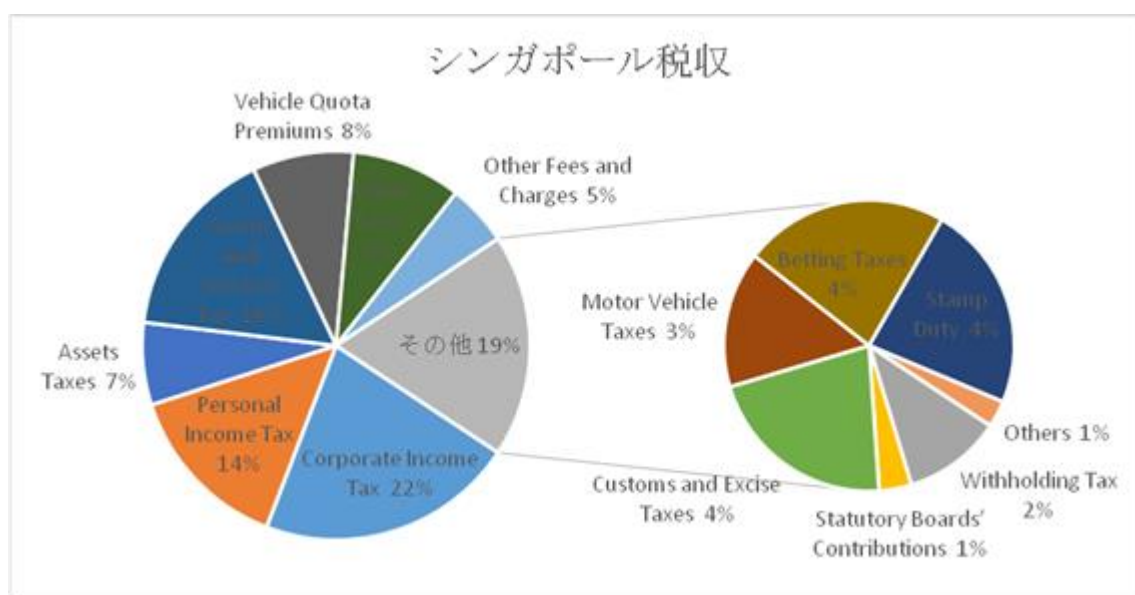
シンガポール税制の概要

シンガポールにおける税制は、税収の確保とともに経済及び社会の発展に寄与すべきものと明確に方向性が示されており、この中で税率を低く抑え競争力のある社会にすることと、また税制を簡便効率的なものとするにより、行政コストを低減することが目指されています。

シンガポール歳入の概要

シンガポールにおける 2015 年度税収は約 680 億シンガポールドル（約 5 兆円）程度であり、日本の約 18 分の 1 程度といえます。約 550 万人（日本の 20 分の 1）の人口を抱える都市国家（面積では日本の約 500 分の 1）としては、日本と比較しても豊かな財政収入を有しているものといえます。

その基礎は法人税、消費税、個人所得税を主要項目としつつも、資産税、自動車購入税等その他多くの租税に分散されており、非常にバランスの取れた歳入構造を確立しているものといえます。



（出典：シンガポール歳入庁統計資料）

シンガポール個人所得税制と日本及び中国における税制との比較

シンガポールにおいては個人所得税（Personal Income Tax）と呼ばれ、日本における所得税（Income tax）、中国における個人所得税（Individual Income Tax）と呼び名が微妙に異なっていますが、自然人の所得に対する課税としての本質は同様のものとなっています。

また、個人所得税収は、シンガポール税収全体の約 14% を占め、第 3 番目の大きさに 89 億シンガポールドル（約 7,000 億円）となっています。

以下の図に見られるように、個人所得税収は近年平均 10% 以上の伸びにより順調に増加していることが分かります。



(出典:シンガポール歳入庁統計資料)

所得分類

個人の所得は、一般に、給与所得、事業所得、投資所得、賃貸所得に区分されますが、最終的には合算して課税所得が計算されることから、中国のように厳密な区分が行われることはありません。

居住者及び非居住者

原則として、暦年（または外国人就業者については連続する2年間）においてシンガポールにおける滞在または就労日数が183日を超える場合、または連続して3年間シンガポールに滞在する場合には、シンガポールにおける居住者と判断されることになります。また、ここでの就労日数にはシンガポールでの雇用に関して国外に出張していた日数も含むものとされています。

シンガポールにおいては、後述するように、居住者であっても国外所得免税とされていること、及び税率が低く抑えられており、総合所得税方式による方が分類所得方式よりも基本的に税負担が低くなることから、むしろ居住者認定を優遇政策として、以下のような制度が認められています。

Three-year administrative concession

3年以上の雇用によりシンガポールに滞在する場合には、初年度と最終年度の滞在日数が183日未満であっても居住者としての適用を受けることができる。

Two-year administrative concession

当年の滞在日数が183日未満の場合でも、翌年も引き続きシンガポールでの雇用により滞在し、その合計が183日以上となる場合には、当年においても居住者の税率が適用される。また、昨年度から引き続き、シンガポールでの雇用により滞在している場合で、その合計日数が183日を超える場合にも、当年の滞在日数が183日未満でも居住者の適用を受けることができる。

課税年度

シンガポールの個人所得税における課税年度は暦年とされています。

税務申告と納税 (Tax declarations and payment)

課税は前年度の所得に基づいて行われ、居住者及び非居住者ともに、4月15日迄に申告書を提出しなければなりません。納税は、課税通知書発効後から1か月以内または1年以内に最大で12回分割で支払うものとされています。

税率及び課税方式

上述の通り、シンガポールにおいては、税制は社会的目的を達成するために効率的に運用していくものとされていることから、頻繁に改正が行われます。従って、ここでは、**2015** 年度を前提とします。

居住者に対する個人所得税については、総合所得税方式が採用されており、**2%** から **20%** の累進超過税率が適用されています。

また、シンガポール国外源泉所得については、免税（シンガポール内のパートナーシップを経由するものを除く）とされており、課税所得額は以下のように計算されます。

総所得金額 － 費用控除額 ＝ 法定所得

法定所得 － 寄付控除額 ＝ 課税所得

評価所得 － 個人控除 ＝ 要納税所得

非居住者に対する課税

非居住者の個人所得は、以下のように、給与所得、役員報酬、事業所得、専門家報酬、配当、ロイヤリティ、賃貸収入、演出収入、その他収入区分され、分類所得税方式により課税が行われます。

給与所得:

居住者と同様に計算された税額と、総所得金額に一定の税率(**15%**)を乗じて計算された税額とのいずれか大きい金額が納付すべき税額となります。

また、暦年でのシンガポールにおける就業による滞在が **60** 日以下である場合には、課税が免除されるものとなっています（上述のように、連続して **3** 年間シンガポールに滞在する場合（居住者となる場合）を除きます）。

役員報酬: **20%**

事業所得: **20%**

専門家報酬: **15%**（または特定の費用控除後の **20%**）

配当: **20%**

ロイヤリティ: **10%**

賃貸収入: **15%**

演出収入: **15%**（特定の費用控除後）

その他収入: **20%**

居住者に対する課税

給与所得

- 1) 給料・賞与等（厚生年金自己負担額および各種社会保険、社員持株会会費等控除前のグロス額）合計金額
- 2) 個人所得税の会社負担分、住宅手当、通勤手当、海外勤務手当等各種手当
- 3) シンガポール法人が負担する日本での強制加入型年金（厚生年金保険）、任意加入方年金基金（厚生年金基金、確定拠出型年金等の企業年金基金）、その他の各種社会保険の雇用者拠出分
- 4) 日本法人が負担する任意加入年金（厚生年金基金、確定拠出型年金等の企業年金）の雇用者拠出分
- 5) 雇用主から提供されるストックオプションについては、ストックオプション付与時ではなく行使時に市場価格（一支払額）が課税所得額として計算される。

給与所得優遇税制

・ **Not Ordinary Resident (NOR)** スキーム

シンガポール国外への出張が多い法人や支店の駐在員のための優遇税制として **NOR** スキームがあります。**NOR** として認定されるための主な要件は次の通りです。

- **NOR** スキームを最初に認定される年度の直前 **3** 年間はシンガポールでの税務上の居住者でないこと
- **NOR** スキームの認定を希望している賦課年度において、税務上の居住者であること
- シンガポール国籍又は永住権保有者ではないこと
- 所得が **SGD160,000** 以上であること

- ビジネス目的で年間 90 日以上シンガポール国外に滞在すること
(投資持株会社、免税組織、駐在員事務所の従業員には適用されません。)

ここでは、シンガポール駐在開始後 5 年間、次の優遇税制の適用を受けることが可能です。

1. Time apportionment concession (給与所得の日数按分)

勤務日数による所得の配分計算を行うことができます。つまり、全給与所得のうち、シンガポール勤務日数に応じた分のみが課税所得となります。

ただし、日数按分により計算された税額が全給与所得の 10% 以下である場合、全給与所得の 10% が所得税額となります。

ここでの給与所得には、金銭による給与だけでなく現物給与も含まれますが、雇用者によるシンガポール個人所得税負担部分は含まれません。

2. シンガポール国外の年金制度の会社負担分についての免税

通常、シンガポール国外の年金基金や社会保険にかかわる会社負担分について、所得をもとに計算した CPF (Central Provident Fund) 掛金を上限として、課税対象所得から除くことができますものとされています。

ここでは、雇用者は当該掛金についてシンガポールにおいて損金処理していないことが要件とされます。

・地域駐在員 (Area Representative) スキーム

シンガポールの駐在員事務所の駐在員がシンガポールだけでなく地域全体で活動を行うことが前提とされ、以下の要件を満たす場合には、地域駐在員としての適用を受けることが認められます。

- 駐在員は非居住者によって雇用されること。
- 地理的便宜性のためにシンガポールを拠点としていること。
- シンガポール国外の様々な地域に業務として出張すること。
- 駐在員の国外活動に対応する給与等の経費がシンガポールの恒久的施設 (支店等) に付け替えられていないこと。

ここでは、次の優遇税制の適用を受けることが可能です。

1. Time Apportionment of Income

シンガポール国外にいた日数分は、按分計算によって非課税になります。

シンガポール国内で受ける現物給与 (社宅等) などは按分できず、全額が課税所得となります。

なお、滞在日数の計算は、1 日の一部でもシンガポールに滞在した場合 1 日とカウントします。例えば、1 泊 2 日の出張をした場合、シンガポール滞在日数は 2 日とカウントされ、海外の滞在日数はありません。

投資所得

居住者に対するシンガポール居住者法人からの受取配当については、当該配当が課税後利益に基づくものであるか免税利益に基づくものであるかにかかわらず、個人所得税は免除されます。

金融商品からの投資所得の免税

従来、シンガポール居住者は、配当金、利子、割引収益等の投資所得について免税とされています。

キャピタルゲイン

キャピタルゲインについては、免税とされています。

相続税及び贈与税

2008 年 2 月 15 日以降相続税は廃止されており、贈与税は存在していません。

社会保険

- ・ CPF (Central Provident Fund)

CPFは公的年金であり、シンガポール人もしくはPR(Permanent Resident: 永住権)保持者に対して加入義務が課されるものです、外国人には加入義務がなく、任意に加入することも認められません。これには、従業員負担部分と雇用者負担部分があり、個人所得税課税所得額から控除されます。

また、一定の要件を満たして支給を受ける場合には、課税されません。

・SRS (Supplementary Retirement Scheme)

SRSはCPFに追加して納付することのできる任意の個人年金であり、シンガポール人及びPR保持者以外に、外国人にも加入が認められます。これは従業員負担部分のみであり、個人所得税課税所得から控除されます。

また、一定の要件を満たして支給を受ける場合には、その50%が課税所得とされます。

参考:総合所得 vs 分類所得税方式と総合課税 vs 分離課税方式

1. 所得税の課税方式 (総合所得 vs 分類所得方式)

所得税には、総合所得税と分類所得税の二つの類型があります。総合所得税というのは、所得の源泉や性質の違いを問題にすることなく、すべての所得額を合計した総額に対して一本化した税率表を適用して課税するものであり、ここでは居住者に対する課税方式が該当し、また、日本の所得税もこれに該当することとなります。

一方で、分類所得税というのは、所得をその源泉や性質に応じていくつかの種類に分類し、おのこの種類の所得に対して異なる控除額、課税所得の範囲、税率を設定・適用して課税する制度をいい、ここでの非居住者に対する課税方式が該当し、中国における個人所得税や日本における非居住者に対する課税方式もこの方式に含まれます。

2. 総合所得税方式における区分 (総合課税 vs 分離課税方式)

また、これの概念と混同しやすい概念として、総合課税や分離課税といった区別が存在します。これらは、上述の総合所得税方式をその前提とした区分であり、総合課税は、すべての種類の所得を一括して総額に課税する方式であり、分離課税とは、総合所得税制度を基礎としつつ、税務行政の簡素化または累進税率適用に伴う不当な税負担を緩和するために、特定の種類の所得を例外的に他の所得から分離して課税するという方式をいいます。

具体的には、日本における土地譲渡益、株式等譲渡益のように申告によって納税する申告分離課税方式と、日本や中国における利子所得のように、所要の税額が源泉徴収され、改めて申告納税する必要のない源泉分離課税に分類されます。

シンガポール個人所得税制の特徴

以上より、シンガポールにおいては、その政策から、居住者に対する税負担が非居住者に対する税負担に対して低く設定されているものといえます。

一方、中国においては、全世界所得を納税範囲とするのか国内源泉所得を納税範囲とするのかの相違はあるものの、課税範囲に含まれる限りにおいては居住者と非居住者について、基本的に同額の税額が計算されることとなります。

また、日本においては、基本的に非居住者に対して相対的に低額の所得について税負担が比較的軽く、高額所得については税負担が軽くなる傾向があるということを意味しています。

また、シンガポール及び日本の税制においては、総合所得課税方式が採用されており、ここでは納税者が自らの所得をまとめて申告することが前提とされており、非居住者に対してこれを適用することは現実的でないことから、非居住者に対しては、原則的に分離課税方式が採用されるとともに、収入または譲渡対価をその課税標準として税率が適用されるものとなっています。

一方で、中国においては、全世界所得を納税範囲とするのか国内源泉所得を納税範囲とするのかの相違はあるものの、課税範囲に含まれる限りにおいては居住者と非居住者について、基本的に同額の税額が計算されることとなります。



また、シンガポールにおいては、上述の多国籍企業のハブ拠点となるための **time apportionment** スキームやホームリーブ費用を除き、とりわけ外国籍駐在員を対象とした税制上の優遇は設けられていないといえますが、日本と同様に一定の基準に基づく出張手当が非課税所得とされる等、個人所得税課税範囲が詳細に定められています。

この記事はみずほ銀行の MIZUHO CHINA MONTHLY 2016 年 10 月号からの転載記事となります。
(<http://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/monthly/index.html>)

CONTACT

Mazars

Japan Desk

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

MAZARS JAPAN DESK (CHINA) CONTACTS

Japan Desk SHANGHAI OFFICE

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

大澤 健彦 Osawa Takehiko

シニアコンサルタント Senior Consultant

Tel. +86 (0)21 61681088

Email. takehiko.osawa@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

More informations on
www.mazars.cn